

埼玉県小中学校関係団体等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地方教育行政の発展及び本県義務教育の充実を図るため別紙団体に対し、運営費補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助金額)

第2条 この要綱において補助事業者及び補助対象事業は、別紙に定めるとおりとし、補助金額は、毎年度予算の範囲内において知事の定める額とする。

2 補助事業者への支払方法は概算払とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、事業計画書、歳入歳出予算書、会則、役員名簿等を添付しなければならない。

(交付決定通知書の様式等)

第4条 知事は前条の申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査のうえ補助金の交付決定を行い、その内容及び条件を補助事業者に通知するものとする。

2 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする
(状況報告)

第5条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(立入検査)

第6条 知事は必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所に立ち入らせ帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 補助事業者が、やむを得ない事情により、事業の内容を変更する場合又は事業を中止し、若しくは、継続できない場合は、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。この場合、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条により実績報告書を提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の報告書には、事業実施報告書、歳入歳出決算書を添付しなければならない。

(実績報告書の提出時期)

第10条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い時期とする。

(額の確定)

第11条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合、報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の取消)

第12条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して、補助金の交付決定の内容及び条件、規則、要綱、又はこれらに基づく知事の命令に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第11条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間善良な管理のもとにこれを保管しなければならない。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。